

令和5年度 第5回吹田市政策調整会議概要

日 時：令和6年1月5日（金）午後4時～午後4時35分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、今峰行政経営部長

所 管：【学校教育部（学校管理課）】

山下学校教育部長、落次長、砂川課長、大友参事、末光主幹

案 件	吹田市立小学校及び中学校屋内運動場（体育館）の空調設備使用に伴う光熱費徴収
担当及び関連部局	学校教育部（学校管理課）
【案件概要】 小学校及び中学校屋内運動場（体育館）への空調設備の整備に伴い、学校教育目的以外で地域等が当該空調設備を使用する際の光熱費について、使用者から徴収するもの。また、当該徴収金額について、1時間当たり630円と設定するもの。	
【所管部の考え方】 小学校及び中学校の屋内運動場（以下「体育館」という。）への空調設備整備については、学校教育部の重要課題の一つとして、令和3年度（2021年度）から、具体化の検討を開始し、詳細な調査検討業務及び事業者選定の実施を経て、昨年12月に本契約を締結したものの。 本空調設備整備は、児童・生徒等の健康保護のため行うが、体育館は、法令で定められた範囲で社会教育その他公共のために教育委員会又は学校長が使用を許可しており、学校開放事業や地域の行事など学校教育目的以外で使用する頻度も高いため、そういった使用の際に空調設備の使用を可能とすることは、熱中症の予防等市民サービスの向上にも資する。 空調設備の使用により、今後、光熱費が大きく増加する見込みであり、空調設備を学校教育目的以外で地域等が使用する際の光熱費について、使用者から徴収するものとし、当該徴収金額について、1時間当たり630円と設定する。 なお、空調設備整備は、全54校を5期に分けて実施し、順次供用開始予定であるため、光熱費についても、各校の空調設備の供用開始に合わせ、順次徴収を開始する。	
【質疑概要】 質問： 空調設備の使用に際して、令和6年度（2024年度）の当初予算の概要は。 回答： 来年度は、空調設備を6月に3校、12月に14校で供用開始予定であり、それを基に予算額算定。料金徴収に係るシステム導入は予定していないので、歳出ではキャッシュレス決済の手数料と光熱費を、歳入では使用者から徴収した光熱費を、それぞれ見込んでいる。 質問： 徴収金額の改定時期は、全校供用開始となる令和8年度（2026年度）に検討するののか。 回答： その予定である。ガス・電気料金の変動幅等から金額や改定間隔などを検討	

したい。

質問： 教育委員会として、歳入よりも歳出が多くなることが見込まれる。差額は別途予算計上するのか。

回答： 所管としてはその予定である。

質問： 空調設備の電源を入れてすぐに涼しくなるわけでないとのことだが、体育館使用時間前からの空調設備使用を可能とするのか。熱中症リスクがある中で体育館を使用してもらうわけにはいかないのに、夏期の体育館使用には空調設備使用を必須とするのか。これら熱中症の予防という観点からも、運用面での合理的な判断基準や一律のルール設定などが必要ではないか。

回答： 体育館使用時間前から空調設備を使用することは可能。運動を控えるように注意喚起されている夏場に使用するのであれば、使用時間前に体育館内の温度を下げしておく必要があると認識している。運用については、柔軟に対応していくとともに、使用者にきちんと示す必要があるため、今後、関係室課等と調整・整理していく。

意見： 参考資料2で示されている金額は税込みだが、将来的に消費税率が変わることも想定して、税抜きで積算してもよいのではないか。

意見： 光熱費を徴収する対象は、地域の団体の使用などを想定していると思う。市の主催事業や、市が助成している事業については、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針」及び「施設使用料に係る減免基準」と減免基準の整合性を図るなど、検討してほしい。

質問： 参考資料2では、徴収する光熱費の年額を1,000万円程度と想定しているが、算出根拠は。

回答： 空調設備の目的外使用時間としての枠を、小学校、中学校ともにそれぞれ年間で見込み、そこから実際の使用率や徴収対象となる使用状況などを勘案し、算出している。

質問： キャッシュレス手数料についても徴収金額の算定に入れた方が良いのでは。

回答： 「キャッシュレス決済導入に係る基本的な考え方」において、「決済手数料について当面、市が負担する」と整理されているため、算定には含めていない。

質問： 領収書を求められた場合はどのように発行するのか。

回答： キャッシュレス決済では発行できないことから、その場合は納入通知書の事前交付などで対応することを検討している。

指示： 本件は、学校施設の目的外使用ではあるが、実態としては通常のスポーツ施設使用と同様であろう。将来的には使用に係る費用についてはきちんと整理・算出し、負担をお願いするよう目指すべき。

【結果】

本件は承認された。会議で出た意見、指示を踏まえて取組を進めること。